

平成29年第9回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成29年9月8日、午後1時30分に朝倉市朝倉支所大会議室において、第9回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は37名

1 番	小林	敏生	20 番	羽野	勝己
2 番	松尾	彰	21 番	伊藤	猛
3 番	田中	諭	22 番	田子森	博美
4 番	山崎	信	23 番	櫻木	キクエ
5 番	後藤	干城	24 番	原田	俊昭
6 番	櫻木	和雄	25 番	石井	隆壽
7 番	井上	良夫	26 番	西川	幸男
8 番	窪山	茂隆	27 番	穴見	義夫
9 番	田中	眞知子	28 番	宮本	保孝
10 番	釜堀	豊	29 番	井手	峯勝
11 番	徳永	辰雄	30 番	大隈	弘子
12 番	高着	土良	31 番	森	洋
13 番	矢野	忠徳	32 番	和佐野	光晴
14 番	古川	ますみ	33 番	徳田	清則
15 番	田中	学	34 番	日吉	慶一
16 番	鶴川	昌洋	35 番	小嶋	嘉則
17 番	大山	源次	36 番	才田	正晴
18 番	樋口	博幸	37 番	森部	賢一
19 番	橋本	計			

3. 付議事項

- ・報告第 1 号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2 号 農地改良届出について
- ・議案第 1 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2 号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 5 号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中 村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	石 橋 一 良
係 長	中 村 敬一郎
事務吏員	松 尾 康 年
事務吏員	寺 岡 滝 治
事務吏員	河 辺 義 弘

7. 本会議に出席した他課の職員

(開 会 13:30)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成29年第9回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日の欠席につきましてはございませんが、15番田中委員より所用で遅れるとの申し出があ
っておりますので、ただ今の出席委員は36名であります。よって委員定数の過半数に達
しておりますので、会議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に17番大山委員、18番樋口
委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題としま
す。事務局の説明を求めます。
- 事務局 (河辺) それでは説明に入る前に議案書の訂正をお願いいたします。14頁の85番、86
番の契約の種類を3条から利用権へ訂正をお願いいたします。1頁をお願いします。議案朗
読をもって説明。18頁まで計115件ございます。以上、報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告事項でございますので採決は行いません本件について、
質問や意見はありませんか。12番高着委員。
- 12番 (高着委員) 何故このように解約が多いのか説明をお願いいたします。
- 議 長 事務局。
- 事務局 (河辺) 今回の解約が多いのは、〇〇校区の解約がたいへん多くそれは、〇〇校区で法人化
の立ち上げをしているもので中間管理機構を使った貸し借りですと補助金がでますので現
在の個人間での貸し借りを解約して法人に新たに貸付するために一つの時期にまとめて解
約が出てきたものです。次の議案での利用権設定も同じように法人に貸すのに向けて中間管
理機構に貸すものです。
- 議 長 よろしいでしょうか。他にございませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
 (15番 田中委員入室)
- 議 長 次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます
- 事務局 (松尾) 19頁をお願いします。議案朗読をもって説明。2件です。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当委員の報告を求めます。33番徳田委員。
- 33番 (徳田委員) 水はけが悪く作物が出来ないので、地上げして水はけを良くし、野菜畑として
利用するものです。施行期間は9月から12月となっています。盛土の高さは15cm隣接
農地所有者とも排水の件で話はついているとの事です。
- 議 長 担当委員の報告は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に報告番号2番について、担当委員の報告を求めます。12番高着委員。
- 12番 (高着委員) 水はけが悪く作物が出来ないので、地上げして水はけを良くし、畑として利用
するものです。作付け予定は野菜、果樹です。周辺農地所有者との了承もいただいているそ
うです。
- 議 長 担当委員の報告は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務
局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 20頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当課の説明を求めます。

担当課 （内田主任主査）詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご承認方よろしく願いいたします。

議長 事務局及び担当課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

全委員 なし。

議長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、議案第1号は承認といたします。

議長 次に、23頁、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。

事務局 （寺岡）23頁をお願いします。議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしく願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員の16番鶴川委員あっせん委員の推薦をお願いします。

16番 （鶴川委員）11番徳永委員にお願いしたいと思います。

議長 11番徳永委員よろしいですか。

11番 （徳永委員）はい、了解しました。

議長 それでは、担当の鶴川委員、あっせん委員に11番徳永委員よろしく願いします。次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしく願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号2番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の21番伊藤委員、どなたか推薦をお願いします。

21番 （伊藤委員）14番古川委員にお願いしたいと思います。

議長 14番古川委員よろしいですか。

14番 （古川委員）はい、了解しました。

議長 それでは、審議番号2番のあっせん委員に21番伊藤委員、14番古川委員を選任します。よろしく願いします。次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号3番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしく願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号3番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の1番小林委員、どなたか推薦をお願いします。

1番 （小林委員）15番田中委員にお願いしたいと思います。

議長 15番田中委員よろしいですか。

15番 （田中委員）はい、了解しました。

議長 それでは、審議番号3番のあっせん委員に1番小林委員、15番田中委員を選任します。よろしく願いします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

事務局 （河辺）24頁をお願いします。議案朗読をもって説明。10件ございます。ご審議方よろしく願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。2番松尾委員。

2番 （松尾委員）審議番号1番について説明します。譲渡し人、譲受人双方で話をされて贈与で

の申請です。問題ないと思われます。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方
よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま
す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます18番樋口委員。

18番 (樋口委員) 審議番号2番の説明をいたします。譲受人の隣接地であり経営拡大にて話がま
とまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しな
いと判断いたします。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(昨年、譲受人が申請地を購入して地上げをしましたので今回の申請地と同じ高さになった
ので、今回の申請になったもの、と発言するものあり。)

36番才田委員。

36番 (才田委員) 参考までに、農地の西側に川がありませんでしたか。最初に使われた農地はど
ちら側になりますか。左側。

(川ではなく溝です。西ではなく東側です。と発言する者あり。)

議 長 他に質問はありませんか。9番田中委員。

9番 (田中委員) なにか、耕作はされているのでしょうか。

18番 (樋口委員) 先月、地上げが終わっているのもまだ何も耕作はされてありません。

議 長 他に質問はありませんか。

議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま
す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番を許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。18番樋口委員。

18番 (樋口委員) 審議番号3番について説明します。耕作不便による相手方の要望にて双方で話
がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当
しないと判断いたします。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。9番
田中委員。

9番 (田中委員) 譲受人は、今回の申請地の隣接を耕作されているのですか。また面積が小さい
ようですが。

議 長 樋口委員。

18番 (樋口委員) ここだけです。

議 長 1番小林委員。

1番 (小林委員) 面積は小さいですが、小さいからと言って問題があるのでしょうか。

議 長 事務局へ農地法ではどうか(面積の大小)とのお尋ねをします。

取得する側の経営面積及び耕作距離による制限はございますが、面積の制限はございません。

議 長 他に質問はございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま
す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
次の審議番号4番と5番については、関連がありますので一括審議といたします。それでは担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。

19番 (橋本委員) 審議番号4番、5番について説明します。内容については、耕作の便を良くするために双方での交換にて話がまとまりましたので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番、5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号4番及び5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番及び5番は許可といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。

19番 (橋本委員) 審議番号6番について説明します。
譲渡し人の離農により譲受人との間で贈与にて話がまとまりましたので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。25番石井委員。

25番 (石井委員) 審議番号7番について説明します。申請地は譲受人が何十年と耕作されていた農地で譲渡し人の労力不足により売買にて話がまとまりましたので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。24番西川委員。

24番 (西川委員) 審議番号8番について説明します。
父から子への贈与での今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。16番鶴川委員。

16番 (鶴川委員) 審議番号9番について説明します。譲渡し人の労力不足により譲受人との間で

議 長 売買にて話がまとまりましたので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
 全委員 担当委員の説明は終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
 議 長 異議なし。
 全委員 異議がないようですので、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。
 議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。11番徳永委員。
 11番 (徳永委員) 審議番号10番について説明します。
 弟から兄への贈与での今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
 全委員 異議なし。
 議 長 異議がないようですので、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。
 議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。
 ここで、14時40分まで休憩いたします。

〈 休憩 14:25～14:40 〉

議 長 再開いたします。ここで議案第4号の審議に入ります前に、現地のビデオを放映します。
 事務局 (松尾) 議案第4号について現地ビデオを上映しながら現地の状況及び概要等説明。(ビデオ放映)
 議 長 それでは、27頁をお願いします。議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
 事務局 (松尾) 27頁をお願いします。議案朗読をもって説明。5件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。
 議 長 事務局の説明は終わりました。
 33番 次に、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。33番徳田委員。
 (徳田委員) 審議番号1番について説明します。貸露天資材置場の申請で、隣地に資材置場を整備したがまだ手狭なため、資材置場を拡張・整備するものです。都市計画用途地域の第3種農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願ひします。
 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
 全委員 異議なし。
 議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。
 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
 27番 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。27番穴見委員。
 (穴見委員) 審議番号2番について説明します。露天資材置場の申請です。申請者は建設土木業を営んでおり、現在資材置場がなく支障があるため、資材置場を整備するものです。農用地区域外の第2種農地です。問題はないと思います。審議方よろしくお願ひします。
 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
 全委員 異議なし。
 議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

5番 (後藤委員) 審議番号3番について説明します。転用の目的、自己用住宅です。現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。雨水は既存の側溝へ生活排水は公共下水へ接続いたします。都市計画用途地域の第3種農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

5番 (後藤委員) 審議番号4番について説明します。転用の目的、自己用住宅です。現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。雨水は既存の側溝へ生活排水は公共下水へ接続いたします。都市計画用途地域の第3種農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。16番鶴川委員。

16番 (鶴川委員) 審議番号5番について説明します。露駐車場の申請です。現在、〇〇郵便局の駐車場が数台分しかないため、隣接して来客用駐車場を整備するものです。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。次に、29頁、議案第5号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願いします。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めます。2番松尾委員

2番 (松尾委員) ありません。
議 長 32番和佐野委員。

32番 (和佐野委員) ありません。
議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。次に、審議番号2番です事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 2 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

1 3 番 矢野委員。

1 3 番 (矢野委員) ありません。

議 長 2 5 番石井委員。

2 5 番 (石井委員) ありません。

議 長 審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は承認いたします。次に、審議番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 3 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

2 番 松尾委員。

2 番 (松尾委員) ありません。

議 長 2 4 番原田委員。

2 4 番 (原田委員) ありません。

議 長 3 2 番和佐野委員。

3 2 番 (和佐野委員) ありません。

議 長 審議番号 3 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 3 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 3 番は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:00)